

2017年12月26日

各位

東京都新宿区西新宿一丁目 26 番 2 号
野村不動産株式会社
代表取締役社長 宮嶋 誠一
問合せ先 コーポレートコミュニケーション部長 宇佐美 直子
TEL：(03) 3348-8117

企画業務型裁量労働制に関わる是正勧告・指導について

当社は、2017年12月25日付で本社及び地方4事業場（関西支社、名古屋支店、仙台支店、福岡支店）を管轄する労働基準監督署より、一部職員に適用している企画業務型裁量労働制（以下「裁量労働制」という）に関する是正勧告・指導を受けましたのでお知らせいたします。

これは、裁量労働制の対象者の一部に対し、同制度に基づく「みなし労働時間」が適用されない結果として、時間外労働に関する協定（いわゆる36協定）を超えた時間外労働が発生していること、及び当該時間外労働にかかる賃金を支払っていないと判断されたことによるものです。

本是正勧告・指導を踏まえ、対象者の労務時間について精査のうえ、適切に対応してまいります。

なお、当社では既に裁量労働制の廃止を決定しており、速やかに実施してまいります。

当社では、今回の是正勧告・指導を厳粛に受け止め、適切な労務管理に努めてまいるとともに、労務時間の短縮を目指してまいります。

以上